



『日帰り型観光から 滞在型観光への転換』 を目指して

奈良県は、大和王権の成立以降、飛鳥・藤原・平城京と5世紀以上にわたり日本の中心地でありました。この時代に、今に通じる日本の文化や精神が形成されました。

こうした歴史的背景から、3つの世界遺産をはじめ、国宝・重要文化財など本物の観光資源を豊富に有しています。また、雄大な自然の景観にも恵まれています。

さらに現在、本県において4件目となる「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の早期の世界遺産登録を目指しており、「日本」誕生の記憶が刻まれた「飛鳥・藤原」の魅力と価値を、国内外に向け広く発信する取り組みを行っております。

奈良県を訪れる観光客は年間約4,500万人（令和元年）、なかでも、外国人訪問客数は全国5位となっており、近年では外資系のホテルが数軒立地するなど、外国人の宿泊先としても新たな需要が生まれています。

特に外国人訪問客には、社寺や伝統行事など歴史に裏付けられた本物の資源があること、日本人のスピリチュアルな世界を「体験できること」などが好評です。こうした、人々の暮らしに今も息づく文化や、多様な物語性を秘めた奈良県の奥深い魅力は、今後ますます注目度を高め、外国人の宿泊地として選ばれる伸びしろはまだまだ大きいと考えます。このため、来訪者の受け皿となる宿泊施設の質を高めるとともに、多様な宿泊施設を増やしたいと考えています。

併せて、持続可能な観光を推進するため、観光需要が集中している奈良公園周辺から県内のより広い地域を時間をかけて周遊し、ゆったりと滞在していただく環境を整える取組も積極的に進め、宿泊需要のさらなる喚起も図っていく予定です。

現在、奈良県では宿泊施設の客室数12,000室（令和7年度）を目標に、滞在環境のさらなる向上に向け、宿泊施設の立地に係る様々なサポートを展開しております。そのうちのひとつ、「宿泊施設立地促進事業補助金」は、令和6年度より補助対象を拡大し、大規模施設に限らず中小規模施設もご活用いただけるようになりました。また、同年度より補助率も引き上げており、より手厚いサポート内容となっております。

新たに宿泊事業の展開をお考えの際には、大いに将来性のある奈良県への立地を是非ご検討くださいますようお願いいたします。

奈良県知事 **山下真**

CONTENTS

PART 1	奈良県の概要	1
	いま、奈良県が新たな宿泊施設立地先選ばれています	2
	奈良県のセールスポイント【交通アクセス】	4
	奈良県の宿泊施設向け各種支援制度	
PART 2	【奈良県宿泊施設立地促進事業補助金】	6
	【宿泊施設向け制度融資】	
	・創業資金（宿泊施設枠）・チャレンジ資金（宿泊施設整備枠）	7
	【宿泊施設優遇のための県税の不均一課税】	8
	【宿泊施設整備資金（総合特区支援）利子補給金】	9
	県内市町村の優遇制度一覧	10
	規制緩和について	17
TOPICS		
	奈良県の県有地情報（奈良県社会教育センター跡地）	18
PART 3	奈良県のセールスポイント	
	【コンベンション施設】	19
	【観光資源：豊富な歴史文化遺産】	20
	【観光資源：魅力的な伝統行事・イベント】	22
	【観光資源：食の魅力・いちおし情報】	23
PART 4	問合せ先一覧	
	【宿泊施設立地に関する関係機関等】	24
	【奈良県及び県内市町村へのお問い合わせ先】	25

【奈良県の概要】

紀伊半島の中央部に位置する奈良県。面積や人口は全国の約1/100で、歴史・文化・自然に恵まれた良好な環境が広がっています。

面積	： 3,690.94km ²	資料：国土交通省国土地理院
人口	： 130万5,981人	資料：奈良県統計分析課「奈良県推計人口年報」
気象	： 北部▷内陸性気候 南部▷山岳性気候	
県内総生産 (実質)	： 3兆6,310億円	資料：奈良県統計分析課「令和2年度奈良県県民経済計算」
県民所得 (1人あたり)	： 250万1千円	資料：奈良県統計分析課「令和2年度奈良県県民経済計算」



資料：県統計分析課「市町村別推計人口（令和4年10月1日現在）」



関西においても多様化するインバウンドニーズにこたえるべく、奈良県では観光客の満足度向上はもちろん「脱日帰り観光」に向け、2025年度までに宿泊施設客室数を1万2000室にする目標を掲げております。

近年、ラグジュアリーホテルやバラエティ豊かな宿泊施設の開業が相次ぐ中、2023年から宿泊施設に最大2億円を補助する制度（これまでに5件認定）を設けるなど、宿泊施設立地先として奈良県を選んでいただけるよう様々な取り組みを行っています。

① JWマリオット・ホテル奈良



マリオット最上級クラスのホテル。奈良県コンベンションセンター隣接。

(奈良市・令和2年7月開業)

② 紫翠 ラグジュアリーコレクションホテル奈良



マリオットのラグジュアリーブランドホテル。東京・京都・沖縄に続き国内開業5例目。奈良県知事公舎を活用。

(奈良市・令和5年8月開業)

③ ふふ 奈良



全室スイートルームのスマートラグジュアリーリゾート。県有地であった裁判所跡地を活用。

(奈良市・令和2年6月開業)

④ フェアフィールド・バイ・マリオット奈良 天理山野辺の道



道の駅を拠点にした宿泊特化型施設として全国的に展開しているホテルブランド。なら歴史芸術文化村近接。

(天理市・令和4年3月開業)



いま奈良県が新たな

宿泊施設立地先に

選ばれています。

奈良県の客室数の推移



資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

⑤ 星のや奈良監獄



国の重要文化財を活用した日本初の監獄ホテル。

(奈良市・令和8年春開業予定)

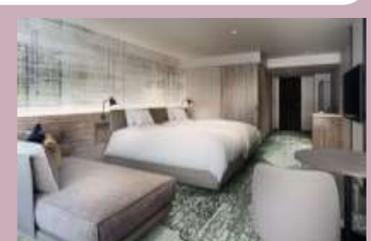
⑥ ノホテル奈良



フランスを拠点とするアコーグループのブランド。『ノホテル』としては、沖縄に続き国内2例目。

(奈良市・令和6年9月開業予定)

⑦ グランドメルキュール奈良橿原



アコーグループが、既存ホテルをリブランド。グランドメルキュールのブランドとしては日本初進出。

(橿原市・令和6年4月開業)

奈良県における年間観光客数 TOPICS
※コロナ禍前 2019年の年間データを示しています。

観光客数 4,502万人 全国19位

宿泊者数 273万人 全国46位

外国人訪問客数 350万人 全国5位

外国人宿泊者数 53.5万人 全国24位

資料：奈良県観光客動態調査

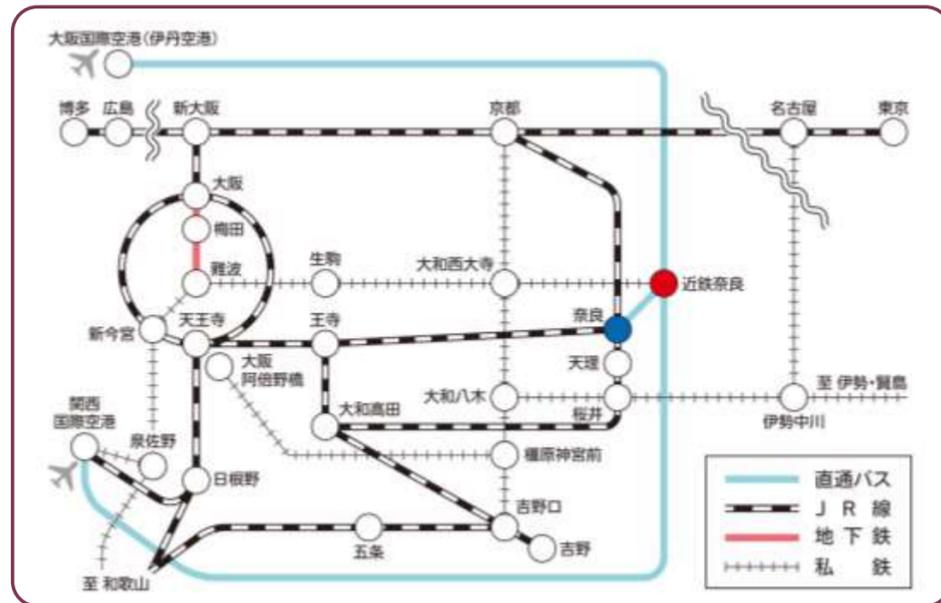
※開業予定時期は、全て令和6年4月1日時点のものです。

鉄道・空港



奈良盆地を走る近鉄線・JR線が主要都市への連絡をスムーズに。空港アクセスに便利な直通バス。

奈良市や生駒市は県の最北に位置しており、大阪や京都へのアクセスは至便。県中部の橿原市や御所市、県南部の吉野町などからも大阪都市圏に1時間程度でのアクセスが可能です。また、関西国際空港・大阪国際（伊丹）空港へ便利な直通バスの運行もご紹介します。



便利な快速急行・特急のご案内

【JR快速】
奈良～大阪間は「大和路快速」
奈良～京都間「みやこ路快速」

【近鉄特急】
大阪難波～大和八木～名古屋間は「アーバンライナー」
大阪難波～近鉄奈良～京都間は「あおによし」
大阪難波～大和八木～伊勢・賢島方面は「しまかぜ」
大阪阿部野橋から吉野へは「青の交響曲」
シンフォニー

観光特急

主要都市からのアクセス時間

新幹線・JR線利用時	近鉄線利用時	空港直通バス利用時
東京 約3時間	名古屋 約2時間20分	大阪国際（伊丹）空港
名古屋 約1時間30分	京都 約40分	↑ 約1時間30分
京都 約45分	大阪 約40分 ※奈良～難波間	奈良駅
大阪 約50分 ※奈良～天王寺間	橿原神宮 約40分	↑ 約1時間50分
広島 約2時間30分	吉野 約1時間50分	関西国際空港
博多 約3時間30分	伊勢 約2時間	

※鉄道利用時のJR奈良駅又は近鉄奈良駅から各主要都市まで新幹線・JR線・近鉄線を利用した最短の所要時間を記載。

TOPICS

リニア中央新幹線

早ければ2037年に全線開業予定

「奈良市附近駅」が設置されることにより、東京から、名古屋から、今まで以上に便利にスピーディに移動が可能となります。

全線開業すれば東京(品川)⇄大阪間が最速67分で結ばれます



リニア中央新幹線 L0系改良型試験車 (提供: JR東海)

道路



多数の高速道路が整備され 県外へのアクセスはスムーズ

関西の中心に位置する奈良は、県を東西に横断する西名阪自動車道・名阪国道などにより、大阪市から奈良県中南部へは約60分、神戸市からは約80分です。また関西国際空港からは南阪奈道路の建設により約60分、さらに名古屋市からは約150分と道路網も充実しています。



奈良県中南部からのアクセス所要時間

- ・大阪国際空港へ約55分
- ・関西国際空港へ約60分
- ・名古屋市へ約150分
- ・神戸市へ約80分

補助金

奈良県宿泊施設立地促進事業補助金のご案内

宿泊施設の増改築等にも対象を拡大

補助対象経費の **10%** 最大 **2億円** を補助

※令和6年度の事業計画認定分より適用となります。

地域の特性に応じた宿泊施設の立地促進を図ることにより、滞在型観光を一層推進するため、県内で宿泊施設の新設又は増改築等を行う事業者を対象として、予算の範囲内で補助金を交付する制度です。

【対象事業者】

県内で旅館・ホテルを新設又は増改築等を行う事業者（旅館業法の営業許可を受けた者）で、下記①～③の要件をすべて満たし、その事業計画について **事業着手前に知事の認定を受けた方**

- ① 旅館・ホテルの新設又は増改築等であること
- ② 認定を受けた日の属する会計年度の翌年度の末日までに着工し、着工から3年以内に操業を開始すること
- ③ 客室数、投下資産の額が以下の(1)～(4)の要件に該当すること

	総客室数	投資する当該宿泊施設に係る投下資産の額
(1)	5室以上10室未満	1億円以上
(2)	10室以上20室未満	2億円以上
(3)	20室以上30室未満	3億円以上
(4)	30室以上	5億円以上

【補助対象経費】

当該宿泊施設に係る投下資産の取得に要する費用であって知事が認めるもの（当該宿泊施設の存する土地に係る所有権、賃借権、地上権等の取得に要する経費及び当該宿泊施設に係る機械、装置等の賃貸借契約に基づく支払いに要する経費は、補助対象経費に含まない。）

【補助金の額】

補助対象経費の **10%**
 ※補助上限： **1億円**（平均客施設面積20㎡以上かつ客室100室以上の場合 **2億円**）

■操業開始後は、旅館・ホテルとして10年間操業継続し、宿泊施設以外の用途に変更しないこと等の要件があります。他にも申請にあたっての要件や受付期間等がありますので、補助金をご検討の際は事前にご相談ください。

※今年度（令和6年度）における募集時期・詳細等は、決まり次第、奈良県ホームページにてご案内いたします。

制度融資

中小企業者・小規模企業者のための宿泊施設事業者向け制度融資のご案内

※当支援資金は、認定年度中（3月末日まで）に融資実行を受けてください。

県内で魅力のある宿泊施設を新たに営もうとする方、及び宿泊施設の魅力向上を図る中小企業者に対し資金を融資することにより、おもてなし産業の推進を図り、本県中小企業の振興を目的とする制度です。

創業資金（宿泊施設枠）

融資利率 **0%** 保証料 **無料**

【対象者】 県内で宿泊施設を創業しようとする方で、下記①～④のいずれかに該当し、その事業計画について **事業着手前に知事の認定を受けた方**

- ① 事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に県内で新たに事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する方
- ② 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方
- ③ 事業を営んでいない個人が、新たに事業開始後（事業開始後1年未満に法人なりした者を含む）又は新たに会社設立後1年未満の方
- ④ 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続しつつ新たに設立された会社であって、その設立の日以後1年未満の方

【内容】

資金使途	設備資金・運転資金 ※運転資金のみの利用不可。		
融資限度額	1,500万円	融資利率	年0% ※令和7年3月までの借受者に限る。
融資期間	7年以内（内据置：1年以内）		
保証料率 担保 他	保証料率：0%（県が全額負担）／担保：不要／奈良県信用保証協会の保証が必要／法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		

チャレンジ資金（宿泊施設整備枠）

県が支払利子を **5年間** 補助

【対象者】 県内で宿泊施設を開業しようとする方、または、県内の既存の宿泊施設事業者であって、下記①～③のいずれかに該当し、かつ、その事業計画について **事業着手前に知事の認定を受けた方**

- ① 県内で宿泊業に進出しようとする方で、次の①または②に該当する方
 - ① 現在行っている事業を廃業し、宿泊業を開始することにより事業の転換を図ろうとする方
 - ② 現在行っている事業を継続しながら、宿泊業を開始することにより経営の多角化を図ろうとする方
- ② 現在宿泊施設事業者であって、県内で新たに宿泊施設を開業しようとする方
- ③ 県内の宿泊施設の増築・改築又は設備の設置を行おうとする県内の既存宿泊施設事業者

【内容】

資金使途	設備資金・運説資金・運転資金 ※融資対象①及び②については、運転資金のみの利用不可。融資対象③については、設備資金のみの利用可。		
融資限度額	2億8,000万円	融資利率	年1.75% （令和6年4月時点） ※令和7年3月までの借受者には、融資実行日から5年間県が上限2.0%の利子を補給。ただし融資利率が年2.0%を下回る場合はその利率。
融資期間	設備資金：20年以内（内据置1年以内）／運転資金：10年以内（内据置1年以内）		
保証料率 担保 他	保証料率：経営状況に応じた所定の料率（年0%～0.9%）／担保：必要な場合あり／奈良県信用保証協会の保証が必要／法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		

【取扱金融機関】 ※上記制度融資における各資金は、金融機関を通じての融資となります。

商工中金（奈良支店）、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、中京銀行、三十三銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合（順不同）

優遇税制

宿泊施設充実のための県税の不均一課税のご案内

事業税・不動産取得税を
最大1億円軽減

令和8年3月31日までの間に宿泊施設を新設又は増設し、それぞれの要件を満たした事業者の方を対象に、事業税及び不動産取得税の軽減を行います。

事業税の軽減

下記①②の要件をいずれも満たす宿泊施設を新設又は増設した方

【要件①】

客室数
30室以上

又は

収容人数
100人以上

※移転、改築の場合は、客室数30室以上の増加又は収容人員100人以上の増加が必要

【要件②】

新規雇用
5人以上

かつ

増加する県内の総従業者数
5人以上

※宿泊施設を事業の用に供した方の県内の事業所における新規雇用（雇用期間の定めのない者等であって、県内に住所を有する者に限る）であること
※宿泊施設以外の用途に変更した場合は、軽減措置を受けられません

【軽減措置】

当該宿泊施設を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降の3年又は3事業年度における所得金額部分にかかる**事業税率の1/4を軽減**（ただし、1年又は1事業年度における軽減額は1億円を限度とする）

不動産取得税の軽減

下記①②の要件をいずれも満たす宿泊施設を新築又は増設した方

【要件①】

客室数
30室以上

又は

収容人数
100人以上

※移転、改築の場合は、客室数30室以上の増加又は収容人員100人以上の増加が必要

【要件②】

3年間宿泊施設以外の用途に変更しないこと

【軽減措置】

宿泊施設およびその敷地（水平投影）部分について、課税標準となるべき価格の**1/4に相当する額に税率を乗じて得た額を減額**（ただし軽減額は家屋と土地を合わせて1億円を限度とする）
*敷地については、取得日の翌日から1年以内に建設に着手する必要があります

※当該宿泊施設設置後、速やかに県産業創造課との事前協議が必要となります。対象期限を過ぎると適用不可となる場合があります。

総合特区

宿泊施設整備資金(総合特区支援)利子補給金のご案内

奈良公園観光地域活性化総合特区の区域内において宿泊施設の新設、改修、増改築、設備の整備等を行い、指定金融機関から融資を受ける場合、国から指定金融機関を通じて利子補給金が支給されます。また、県では国の当該制度に加え、宿泊施設事業者が負担した軽減後の利子額（国の予算による減額は対象外）に対し、更に予算の範囲内で利子補給の支援を行います。

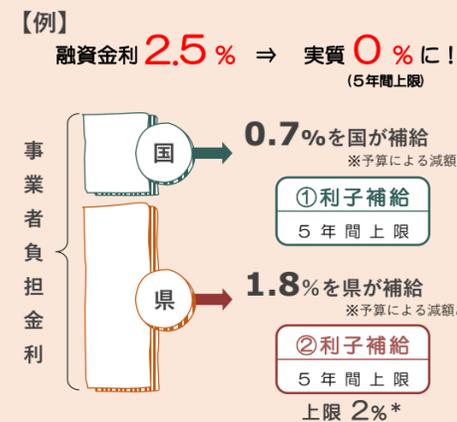
対象者

総合特区区域内において、宿泊施設の新設、改修、増改築、設備の整備等に要する資金について、内閣総理大臣から総合特区支援利子補給金交付要綱に基づいて総合特区支援利子補給金の支給対象事業者としての推薦を受け、指定金融機関から融資を受けた方（利子補給金の対象となる経費は、事業者が指定金融機関から受けた融資について支払った利子とする）

資金用途

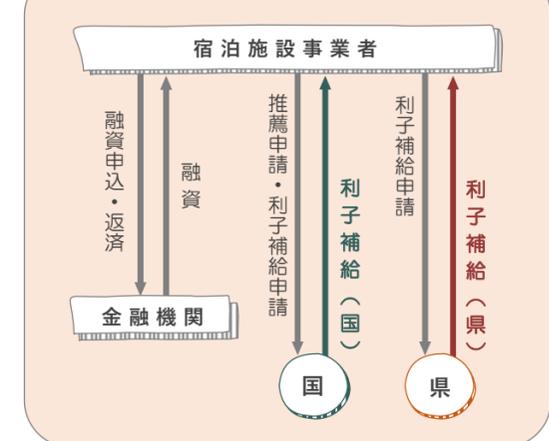
奈良公園観光地域活性化総合特区内の宿泊施設の新設、改修、増改築、設備の整備等に必要設備投資にかかる資金

利子補給のイメージ



* 融資利率から、国利子補給率を差し引いた利率を県利子補給の対象とします。

利子補給のスキーム



【取扱金融機関】 ※上記融資制度における各資金は、金融機関を通じての融資となります。
南都銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、京都銀行、奈良信用金庫、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、京都中央信用金庫（順不同）

県内市町村の優遇制度一覧

(※掲載の優遇制度・要件・支援内容は令和6年3月時点の内容となっております。詳細等につきましては各市町村へお問い合わせください。)

■奈良市 【産業政策課：0742-34-4741】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
奨励金	【産業用地開発促進奨励金】 奈良市内で産業用地を整備し、企業を誘致する事業者のうち、下記①～②の条件を満たす者 ①奈良市の開発許可を受けて、3,000㎡以上の区画を2つ以上有する産業用地を整備すること ②奨励金の交付決定を受けた日から5年を経過する日までの間に、産業用地内の3,000㎡以上の区画2つ以上につき、誘致対象業種の企業と売買契約又は賃貸借契約を締結し、かつ、当該契約を締結した企業が操業を開始すること ※誘致対象業種 宿泊施設 製造業 研究所 情報通信業 物流・流通業 大型商業施設など	企業が操業を開始した区画面積に応じた奨励額×区画数を奨励金として交付(区画数上限なし) 【区画面積】 : 【奨励額】 3,000㎡以上 : 300万円 4,000㎡以上 : 400万円 5,000㎡以上 : 500万円 6,000㎡以上 : 600万円 7,000㎡以上 : 700万円 8,000㎡以上 : 800万円 9,000㎡以上 : 900万円 10,000㎡以上 : 1,000万円
税制優遇	【地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除】 令和2年4月1日以降に県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者で、計画に従い新增設する投下固定資産額が1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)である者	固定資産税の課税免除(家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間

■大和高田市 【商工振興課：0745-22-1101】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
奨励金	【事業所設置奨励金】 新設・増設・移転に伴う建物及び償却資産の投下固定資産額が3,000万円以上の事業所を設置した事業者 【雇用促進奨励金】 開業日後90日以内に市内在住者を新規常時雇用従業員として雇用した施設設置事業者	建物及び償却資産の固定資産税額の1/2を5年間交付 従業員1人につき20万円を1回交付(限度額1,000万円)
制度融資	【特別融資・小口融資】 ①個人の場合、1年以上市内に住所を有していること ②法人の場合、1年以上市内に事業所(本店)を有し、かつ市民税が課税されていること ③同一事業を1年以上営んでおり、今後も継続して営むことが確実であること ④市税を滞納していないこと ⑤保証協会の信用保証をうけることができること 等 【創業者支援融資】 ①市内で創業する具体的な計画があること ②市内で創業後、1年未満であること ③市が定めた創業支援事業計画に基づく所定のセミナーを受講していること	保証料全額と貸付利率の2分の1(上限1%)を市が負担 ・設備資金(7年以内)：特別1,500万円、小口500万円 ・運転資金(5年以内)：特別1,000万円、小口500万円 保証料全額と貸付利率の2分の1(上限1%)を市が負担 ・設備資金(7年以内)：1,000万円 ・運転資金(5年以内)：1,000万円

■大和郡山市 【地域振興課：0743-53-1608】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
制度融資	【大和郡山市中小企業融資保証制度】 下記の要件を満たしている者 ①個人：市内に引き続き1年以上住所を有していること 法人：市内に引き続き1年以上事業所を有していること ②運転資金・設備資金：引き続き6ヶ月以上、同一事業を経営していること 店舗改造資金：引き続き1年以上、同一事業を経営していること ③市税を滞納していないこと ④奈良県信用保証協会の保証を受けることができること	【融資限度額】 ・運転資金：700万円(3年以内) ・設備資金：700万円(4年以内) ・店舗改造資金：1,000万円(7年以内) ※制度内併用は不可 信用保証料は、原則、事業者負担なし(大和郡山市が全額負担) 貸付利率の1%を市が補助

■天理市 【産業振興課：0743-63-1001】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
奨励金	次の要件に該当し、市長が企業立地奨励事業者として指定したものの ①市内に事業所(事業の用に供するため、直接必要な人的施設、物的設備及び事業の継続性を備えた施設)を設置すること ②市と公害防止協定を締結すること ③投下固定資産総額1億円以上であること 増設の場合は5,000万円以上 ※中小企業にあっては1,000万円以上 増設の場合は500万円以上 ④営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人が設置する事業所	【事業所設置奨励金】 奨励金額：投下固定資産に対し各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額を奨励金として交付 期間：3年間または5年間(5年間の場合は60/100) 【雇用促進奨励金】 奨励金額：交付される年度の4月1日において、過去1年以上雇用している常時従業員について、5人を超える1人につき20万円 限度額2,000万円 ※中小企業にあっては、2人を超える1人につき20万円 限度額2,000万円

■橿原市 【企業立地推進室：0744-47-3545】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	【橿原市企業立地促進奨励金】 新設、増設、移転(指定地域内の既存事業所等) ①指定地域内に対象事業所等の設置をすること ②公害等の発生防止の措置をしていること ③投下固定資産額(家屋及び償却資産のみ)が3,000万円以上であること ④市税の滞納がないこと ⑤設置対象事業所等が宿泊施設の場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業に該当しないこと ⑥対象事業所等の工事着工までに事業計画書を市長へ提出していること 【橿原市宿泊施設宿泊促進補助金】 下記の要件の全てを満たす宿泊施設の経営者(旅館業法第3条により当該宿泊施設について営業の許可を受けた者をいう) ①旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業及び旅館営業のための施設(その施設を主として異性を同伴する客の休憩又は宿泊に供するものを除く。)であること ②旅館業法第3条に定める営業の許可を受けており、現に市内において営業をしている施設であること ただし、次のいずれかに該当するときは対象外とする ①経営者が市税を滞納している場合 ②宿泊施設の所有者と経営者が異なる場合において、当該所有者が市税を滞納している場合 ③宿泊施設の役員等(橿原市契約における暴力団排除に関する要綱(平成24年橿原市告示第175号。以下「要綱」という。)第2条第5号に規定する役員等をいう。以下同じ。)が暴力団員(要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合 ④暴力団(要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が宿泊施設の経営に実質的に関与している場合 ⑤役員等が、その所属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している場合 ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している場合 ⑦前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合 【橿原市起業等スタートアップ補助金】 次の要件を満たす中小企業者。 ①市内の空き店舗で起業又は事業拡大を予定し、当該店舗で開業後3年以上営業する ②週4日以上、1日5時間以上営業を予定している ③産業競争力強化法に基づく特定創業等支援事業である創業塾や創業セミナーなどを受講している ④市町村税の滞納がない ⑤暴力団等でない	【事業所等設置奨励金】 *県優遇制度と併用可 操業開始後、初めて当該事業所等に係る固定資産税額(家屋・償却資産分100/100)が賦課された翌年度から3か年分の固定資産税額相当分を交付する。 【雇用促進奨励金】 *県優遇制度と併用可 操業開始前90日から同日以後30日までの間に、市内在住の新規雇用従業員を既定期間常用雇用従業員として3人以上雇用する場合、1人につき30万円(上限900万円)を交付する。 【客室数条件なし】 ・従業員向けの外国語研修又は外国人の習慣・食文化等の理解を深める研修等の実施…補助対象経費(委託料・報償費・役務費)の1/1を補助 年度上限額100,000円 【客室数100室未満】 ・観光広報誌等(電子媒体を含む)への広告の掲載…補助対象経費(委託料・役務費)の1/2を補助 年度上限額250,000円 ・パンフレットの製作(増刷を含む)…補助対象経費(印刷製本費・委託料・翻訳料)の1/2を補助 年度上限額100,000円 ・ホームページの改修(外国語対応を含む)…補助対象経費(委託料・役務費)の1/2を補助 年度上限額250,000円 ・施設内の案内標記に係る外国語対応改修補助対象経費(委託料・役務費・工事請負費・修繕費)の2/3を補助 年度上限額250,000円 ・施設内の設備等改修(施設内の案内標記に係る外国語対応改修を除く)…補助対象経費(委託料・役務費・工事請負費・修繕費)の1/2を補助 年度上限額250,000円 起業等に伴う、次の経費の一部を補助します。 【補助対象経費】 ・事業所改修費用(増改築含む) ・広告宣伝費 ・備品購入費 【補助率】 2分の1 【補助額上限】 50万円
制度融資	【移住支援金】 ・奈良県の起業支援金の交付決定を受けてから1年以内の申請であること ・移住支援金の申請時において、橿原市に転入後1年以内であること ・次に掲げる①または②のいずれかに該当すること ①橿原市に転入する直前の10年間で通算5年以上、かつ、転入する直前に連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと ②橿原市に転入する直前の10年間で通算5年以上、かつ、転入する直前に連続して1年以上、東京圏(一部の地域を除く)に在住し、5年以上東京23区内に通勤していたこと ・橿原市に5年以上継続して居住する意思がある ※ほかにも複数の要件があります。	【支給額】 ・単身での移住 60万円 ・世帯での移住 100万円
	【特別小口】 次のいずれにも該当する方 ①個人…市内に住所を有している 法人…市内に事業所を有している ②橿原市税の滞納がないこと ③奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること	【借入れ限度額】 1,000万円 【融資期間】 5年以内(据置6ヶ月以内) 【貸付利率】 年1.26% 【信用保証料】 原則、事業者負担なし(橿原市が全額負担)
	【緊急】 次のいずれにも該当する方 ①個人…市内に住所を有している 法人…市内に事業所を有している ②橿原市税の滞納がないこと ③奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること	【借入れ限度額】 200万円 【融資期間】 3年以内(据置6ヶ月以内) 【貸付利率】 年0.90% 【信用保証料】 原則、事業者負担なし(橿原市が全額負担)
	【創業支援】 次のいずれにも該当する方 ①個人…市内に住所を有し、事業を行う具体的計画を有していること 法人…市内において事業を行う具体的計画を有していること ②橿原市税の滞納がないこと ③奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること	【借入れ限度額】 1,000万円 【融資期間】 7年以内(据置6ヶ月以内) 【貸付利率】 年1.00% 【信用保証料】 原則、事業者負担なし(橿原市が全額負担)

県内市町村の優遇制度一覧

(※掲載の優遇制度・要件・支援内容は令和6年3月時点の内容となっております。詳細等につきましては各市町村へお問い合わせください。)

■ 檜原市 ※前ページより

優遇制度	対象者の要件	支援内容
税制優遇	<p>【先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例(軽減)】</p> <p>資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、檜原市にて先端設備等導入計画(※1)の認定を受け、一定の要件を満たす対象設備(※2)を導入する方</p> <p>※1)先端設備等導入計画…3年間、4年間又は5年間の計画期間内において、設備導入により労働生産性を年平均3%以上向上させる計画のこと</p> <p>※2)対象設備の要件…投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された次の設備のこと。ただし事業の用に直接供され、中古資産でないこと</p> <p>①機械装置(取得価格160万円以上に限る)</p> <p>②測定工具及び検査工具(取得価格30万円以上に限る)</p> <p>③器具備品(取得価格30万円以上に限る)</p> <p>④建物付属設備(取得価格60万円以上に限る)</p>	<p>下記のとおり、対象資産に係る償却資産の課税標準を軽減します</p> <p>①賃上げ表明をしない場合 …3年間、課税標準を2分の1に軽減</p> <p>②賃上げ表明をして、令和7年3月末までに対象設備を取得した場合 …4年間、課税標準を3分の1に軽減</p>
その他	<p>【檜原市ふるさとハローワーク設置】</p> <p>従業員の雇用をお考えの方</p>	<p>檜原市役所内に「檜原市ふるさとハローワーク」が設置されており、職業相談や職業紹介が行われているほか、地元情報も発信されています。</p> <p>市内の方がハローワークの求人情報を確認しやすい環境が整えられています。</p> <p>※雇用保険の手続き、職業訓練などの相談については、行っておりません</p>
	<p>【かしはら創業塾(檜原商工会議所)／夢をかなえる土曜塾(奈良県よろず支援拠点)】</p> <p>・檜原市内で創業予定の方</p> <p>・檜原市内で創業後、概ね5年以内の方</p> <p>・将来独立・創業を考えており、今から学んでおきたい会社員、学生、主婦等の方</p> <p>・ビジネスプランの作り方を勉強したい方</p>	<p>「かしはら創業塾」と「夢をかなえる土曜塾」は特定創業支援等事業に該当するため、受講後に檜原市で証明を受けて創業する場合、下記のメリットがあります。</p> <p>・会社設立時の法人登録免許税の軽減</p> <p>・創業関連保証の対象期間早期化</p> <p>・日本政策金融公庫における新創業融資制度の自己資金要件の充足</p> <p>・日本政策金融公庫における新規開業支援資金の貸付利率引き下げ</p>

■ 桜井市 【商工振興課：0744-42-9111】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	<p>【ホテル等立地奨励金】</p> <p>次の要件に該当し、指定ホテル等事業者として市長の指定を受けた方</p> <p>①客室の数が50室以上のホテル又は20室以上の旅館の新設。増設の場合、ホテルにあっては10室以上、旅館にあっては5室以上の客室を増設すること</p>	<p>【奨励金額】</p> <p>指定を受けた企業が本市に納付した当該施設の固定資産税及び都市計画税の10割相当額</p> <p>増設の場合は、当該増設分に係る固定資産税及び都市計画税の10割相当額</p> <p>【交付対象期間】</p> <p>指定の要件となったホテル等の開業後、初めて課された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して10年度間</p>
	<p>【上下水道奨励金】</p> <p>次の要件に該当し、指定ホテル等事業者として市長の指定を受けた方</p> <p>①客室の数が50室以上のホテル又は20室以上の旅館の新設。増設の場合、ホテルにあっては10室以上、旅館にあっては5室以上の客室を増設すること</p> <p>②①の要件を満たすホテル等事業者で、上水道料金を負担すること</p>	<p>【奨励金額】</p> <p>当該施設に係る上水道料金から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の5割相当額(最大：250万円)</p> <p>増設の場合は、開業日を基準とし前年度からの増加額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の5割相当額(最大：250万円)</p> <p>【交付対象期間】</p> <p>指定の要件となったホテル等の開業日の属する月から5年間</p>
	<p>【雇用奨励金】</p> <p>次の要件に該当し、指定ホテル等事業者として市長の指定を受けた方</p> <p>①客室の数が50室以上のホテル又は20室以上の旅館の新設。増設の場合、ホテルにあっては10室以上、旅館にあっては5室以上の客室を増設すること</p> <p>②雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者に該当する労働者を、開業日の前6ヶ月から後6ヶ月までの間に新規で雇用すること</p> <p>③②で雇用した者が、雇用の日から1年以上継続して雇用されること</p> <p>④②で雇用した者が、1年を経過する日までの間、引き続き本市の住民基本台帳に記載されていること</p>	<p>【奨励金額】</p> <p>市内在住の新規常用雇用者1人あたり10万円(最大：300万円)</p>
制度融資	<p>【宿泊事業者融資(運転・設備)】</p> <p>次の要件に該当し、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む方、同法同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む方又は住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者であること</p> <p>①信用保証協会の信用保証を受けることができること</p> <p>②個人：市内に引き続き6か月以上住所を有していること</p> <p>法人：市内に引き続き6か月以上事業所を有し、市内に法人登記があること</p> <p>③引き続き6か月以上同一事業を営んでいること</p> <p>④市税等を完納していること</p> <p>⑤市制度融資の残高がないこと</p> <p>⑥暴力団等に該当しないこと</p>	<p>【資金使途】 運転資金・設備資金</p> <p>【融資限度額】 3,000万</p> <p>【融資期間】 (措置期間)10年以内(6か月)</p> <p>【利率】 1.8% (桜井市が内0.9%を補給)</p> <p>【信用保証料】 桜井市が保証料の7割負担</p>

■ 五條市 【産業観光課・税務課：0747-22-4001】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	<p>【企業立地促進奨励金・雇用促進奨励金】</p> <p>対象施設…製造業、情報通信業、物流関連業、宿泊業、学術・開発研究機関の用に供される施設</p> <p>新設、増設、移設</p> <p>①投下・増加固定資産総額5,000万円以上かつ新規雇用者5人以上</p> <p>②投下・増加固定資産総額50億円以上かつ新規雇用者25人以上</p> <p>③投下・増加固定資産総額100億円以上かつ新規雇用者50人以上</p>	<p>【企業立地促進奨励金】 機関：10年間</p> <p>①固定資産税相当額の70/100 (限度額4億円)</p> <p>②固定資産税相当額の75/100 (限度額8億円)</p> <p>③固定資産税相当額の80/100 (限度額50億円)</p> <p>【雇用促進奨励金】</p> <p>1年以上の新規地元雇用者が5人以上の場合、1人につき50万円(限度額2,500万円)</p>
税制優遇	<p>【過疎地域における固定資産税の課税免除制度】</p> <p>・五條市内にて、旅館業、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等で青色申告をしている法人(事業所)又は個人</p> <p>・取得価格の合計額が500万円以上(旅館業、製造業については、資本金5千万円超の場合は取得価格1千万円以上、資本金1億円超の場合は取得価格2千万円以上)</p> <p>・令和3年4月1日から令和6年3月31日までの取得に限る</p>	<p>課税免除を行った年度から最大3ヵ年の間、固定資産税が免除される</p>
	<p>【地域未来投資促進法に基づく優遇税制】</p> <p>・県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた方で、合計取得価格1億円以上であるもの。(一部5千万円以上の業種を含む)</p>	<p>課税免除を行った年度から最大3ヵ年の間、固定資産税が免除される</p>

■ 御所市 【農林商工課：0745-62-3001】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
制度融資	<p>【御所市中小企業資金融資保証料補給制度】</p> <p>次の①～③を満たすこと</p> <p>①市内に引続き6ヶ月以上住所または事務所を有する者</p> <p>②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる者</p> <p>③市税を完納している者</p> <p>※この保証制度の保証人になっていない者</p> <p>※この保証制度の債務がない者</p>	<p>保証限度額：700万円</p> <p>保証割合：80% (責任共有保証)</p> <p>資金使途：運転資金、設備資金、運送資金</p> <p>返済方法：分割(半年以内の据置可)</p> <p>保証期間：5年</p> <p>貸付利率：1.8%</p> <p>借換：借換不可</p>
税制優遇	<p>【地域未来投資促進法に基づく課税免除】</p> <p>奈良県知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づき、以下の要件を満たす施設を設置する場合、固定資産税の課税免除措置を受けることができます。</p> <p>【要件】 土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超</p>	<p>【軽減措置】</p> <p>承認地域経済牽引事業の用に供する建物、構築物およびその敷地である土地(取得の翌日から1年以内に対象家屋の建設着手があったもの)に賦課される固定資産税を初年度から3年度分まで課税免除</p>
	<p>【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除】</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、固定資産を新設または増設した場合、固定資産税の課税免除措置を受けることができます。</p> <p>(ただし、旅館業に限る)</p> <p>【要件】</p> <p>特別償却設備である家屋および償却資産(機械及び装置)の合計取得価格</p> <p>資本金の額が5,000万円以下の法人・・・500万円以上</p> <p>資本金の額が5,000万円を超え1億円以下の法人・・・1,000万円以上</p> <p>資本金の額が1億円を超える法人・・・2,000万円以上</p>	<p>【軽減措置】</p> <p>対象事業の用に供する建物、機械及び装置ならびにその敷地である土地に賦課される固定資産税を初年度から3年度分まで課税免除</p>
	<p>【中小企業等経営強化法に基づく特例措置】</p> <p>御所市から認定を受けた「先端設備導入計画」に基づいて、下記要件を満たす設備を新規取得した場合、固定資産税の課税標準の特例措置を受けることができます。</p> <p>【要件】</p> <p>①年率3%以上の労働生産性の向上が見込まれること</p> <p>②先端設備導入計画に記載され、以下の要件を満たし、生産・販売活動等の用に直接供される設備</p> <p>【減価償却資産の種類】</p> <p>◆機械・装置 160万円 以上</p> <p>◆測定工具及び検査工具 30万円 以上</p> <p>◆器具・備品 30万円 以上</p> <p>◆建物附属設備(家屋と一体となって効用を果たすものを除く)60万円以上</p>	<p>【軽減措置】</p> <p>新規取得設備に係る固定資産税の課税標準を3年間、1/2に軽減</p> <p>従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、新たに課税される年から最長5年間*、固定資産税が1/3に軽減</p> <p>*令和6年3月末までに取得した設備：5年間、1/3に軽減</p> <p>令和7年3月末までに取得した設備：4年間、1/3に軽減</p>

■ 香芝市 【商工観光課：0745-44-3312】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	<p>【雇用促進補助金】</p> <p>企業立地に伴い新たに雇用した市内に住所を有する者(転入者を含む)を、操業開始日から1年6ヶ月を経過した日時点で1年以上雇用した事業者</p> <p>【操業支援補助金】</p> <p>①新設(土地を除く)固定資産投資額が5,000万円以上)</p> <p>②増設・建替・移転(土地を除く)固定資産投資額が3,000万円以上)</p>	<p>【雇用促進補助金】</p> <p>新規常用雇用者及び転入常用雇用者1人につき50万円(上限：2,500万円)</p> <p>【操業支援補助金】</p> <p>操業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年度の間に於ける固定資産税相当額を100%補助(上限：3年間の合計額が1,000万円)</p>

県内市町村の優遇制度一覧

(※掲載の優遇制度・要件・支援内容は令和6年3月時点の内容となっております。詳細等につきましては各市町村へお問い合わせください。)

■葛城市 【商工観光プロモーション課：0745-44-5111】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
制度融資	【葛城市運転資金保証】 次の①～④を満たす方 ①個人：市内に引続き1年以上居住している 法人：1年以上事業所(本店が所在)を有する ②引続き1年以上同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない ④本制度の保証人になっていない	【資金使途】 運転資金 【保証限度額】 500万円 【保証期間】 4年以内(据置不可) 【貸付利率】 1.8%のうち0.8%を市が補給 【保証利率】 葛城市が保証料の7割を負担
	【葛城市設備資金保証】 次の①～④を満たす方 ①個人：市内に引続き1年以上居住している 法人：1年以上事業所(本店が所在)を有する ②引続き1年以上同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない ④本制度の保証人になっていない	【資金使途】 設備資金 【保証限度額】 1,000万円 【保証期間】 5年以内(据置6ヵ月以内) 【貸付利率】 1.8%のうち0.8%を市が補給 【保証利率】 葛城市が保証料の7割を負担
	【葛城市創業資金保証】 次の①～③を満たす方 ①新たに事業を開始するもの、または開始後1年未満のもの ②個人：市内に居住している(事業開始前のもを含む) 法人：市内に事業所を登記している(すること) ③市税を滞納していない	【資金使途】 運転資金、設備資金 【保証限度額】 1,000万円 【保証期間】 5年以内(据置6ヵ月以内) 【貸付利率】 1.8%のうち0.8%を市が補給 【保証利率】 葛城市が保証料の7割を負担
税制優遇	地域未来投資促進法に基づき、令和5年6月29日以後に知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業のうち、国が先進性を確認した事業において、令和7年3月31日までに設置した施設について、土地・建物等の取得に係る固定資産税に対して課税免除措置の適用を受けることができます 【要件】土地・建物等の取得価格の合計額が1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	【軽減措置】 家屋・構築物及びそれらの敷地である土地(取得後1年以内に着工したものに限り)にかかる固定資産税を3年度分に限り課税免除

■宇陀市 【商工産業課：0745-82-5874】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
奨励金	【事業所新設等奨励金】 ○新規・増設・改修・移転 次の①～⑦のすべてに該当し、市長が事業所誘致奨励事業者として指定したもの ①事業所等の設置場所が市内 ②周辺環境への十分な配慮 ③用地を取得した日から起算して5年以内に事業開始 ④事業開始の日において、従業員数が新設は5人以上、増設又は移設は新たに3人以上雇用すること ⑤投下固定資産の取得に要した費用の総額が2,000万円以上であること ⑥市税を滞納していないこと ⑦風俗営業及び公序良俗に反する営業又はその他周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのある事業でないこと	○前年度固定資産税相当額 ○期間：5年間
	【雇用促進奨励金】 事業所誘致奨励事業者の指定を受け、雇用期間が事業を開始した日以後1年以上ある市内在住雇用者が3人以上いること。	新規雇用者の市内在住雇用者1人につき20万円を補助(限度額300万円・1回限り)

■斑鳩町 【都市創生課：0745-74-1001】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
規制緩和	【法隆寺周辺地区特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例】 ・地区の所在：斑鳩町法隆寺一丁目の一部及び法隆寺二丁目の一部 ※地区の面積：24.9ha ・観光に資すると認められる以下の建築物 ①物品販売店舗 ②飲食店 ③自家販売のための食品製造業 ④美術品または工芸品のアトリエ又は工房 ⑤博物館、資料館等 ⑥ホテル、旅館 ⑦観光案内所等	建築基準法の規定にかかわらず、新築、増築、改築、移転、大規模の修繕もしくは大規模の模様替え又は用途の変更をすることができる。

<https://www.town.ikaruga.nara.jp/0000000323.html>

■田原本町 【地域産業推進課：0744-34-2080】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	【企業立地促進奨励金】 ・新設、増設、建替え及び移設 ・町税等の滞納をしていない者 ・暴力団等でない者 ・事業計画について町長の認定を受けた者 [認定の要件] ・事業所の設置に伴い、自ら取得した建物、附属設備等の取得価格の合計が1億円以上であること ・風俗営業等を目的とするものではないこと ・都市計画法その他関係法令に適合していること	【雇用促進奨励金】 ・新規地元常用雇用者1人につき20万円(限度額400万円) ・転入常用雇用者1人につき10万円(限度額100万円) ※雇用期間等の条件あり 【治水対策促進奨励金】 規定の貯留量を超えた施設を設置する場合に、超えた貯留量に5万円を乗じて得た金額(限度額300万円) 【埋蔵文化財発掘奨励金】 発掘調査に要した費用(限度額500万円) 【環境施設促進奨励金】 太陽光発電もしくは雨水活用施設の設置に要した費用の1/2(限度額300万円)
制度融資	【田原本町中小企業資金融資】 中小企業信用保険法第2条に定める者(遊興、娯楽等興行の業種を除く) 保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができる者 町融資制度の債務がない者 町税等を滞納していない者 個人：引き続き1年以上町内に住所を有し、かつ町内に事業所を有している者(新規創業者等の場合は、町内に住所を有している者) 法人：引き続き1年以上町内の住所で登記されている事業所を有し、かつ町の町税等が課税されている者(新規創業者等の場合は、法人の代表者が町税等を滞納していない者) その他必要な条件を満たしていること	次の①、②の資金使途に応じて利子の一部及び保証料を補給 ①運転資金または設備資金 ②創業支援資金 【融資限度額】 ①700万円 ②1,000万円 【融資期間(据置期間6か月を含む)】 ①6年以内 ②5年以内 【利子補給率】 ①②共通 ・融資利率が2%以上の場合：1% ・融資利率が2%未満の場合：融資利率に1/2を乗じて得た率 ・健康経営優良法人等の認定事業者にあつては上記の補給率に0.2%を上乗せ 【保証料補給】 ①②共通・全額
税制優遇	【地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除】 奈良県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受け、国の先進性の確認を受けた者で、計画に従い新增設する投下固定資産額が1億円超である者	固定資産税の課税免除(家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間

■王寺町 【都市計画課：0745-73-2001】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	【借地料奨励金】 下記①～⑤の要件をすべて満たし、あらかじめ町長の指定を受けた宿泊施設事業者 ①宿泊施設を新設した宿泊施設事業者で、宿泊施設の敷地として土地を賃借し、その土地に係る借地料を負担すること ②観光及び産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること ③現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと ④次のいずれにも該当しないこと ア 暴力団 イ 暴力団員 ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 ⑤納期限の到来した国税、県税、町税等を完納していること	【補助率】 借地料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の1/2 【補助上限額】 500万円 【交付対象期間】 指定宿泊施設の開業日の属する月から5年間
	【固定資産税奨励金】 下記①～⑤の要件をすべて満たし、あらかじめ町長の指定を受けた宿泊施設事業者 ①宿泊施設を新設した宿泊施設事業者で、固定資産税を負担すること ②観光及び産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること ③現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと ④次のいずれにも該当しないこと ア 暴力団 イ 暴力団員 ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 ⑤納期限の到来した国税、県税、町税等を完納していること	【補助率】 指定宿泊施設に係る土地、家屋及び償却資産に課された固定資産税の1/2 【交付対象期間】 指定宿泊施設が開業した後、当該指定宿泊施設に対して初めて課された固定資産税を納付した年度の翌年度から起算して5年度間
	【雇用奨励金】 下記①～⑤の要件をすべて満たし、あらかじめ町長の指定を受けた宿泊施設事業者 ①宿泊施設を新設した宿泊施設事業者で、常用雇用者を新たに雇用すること ②観光及び産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること ③現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと ④次のいずれにも該当しないこと ア 暴力団 イ 暴力団員 ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 ⑤納期限の到来した国税、県税、町税等を完納していること	【補助金額】 常用雇用者*の人数に10万円を乗じて得た額 【補助上限額】 300万円 *常用雇用者：下記①～③の要件をすべて満たす雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者 ①開業日の前6月から開業日の後6月までの間に雇用される者であること ②雇用の日から1年以上継続して雇用される者であること ③雇用の日から1年を経過する日までの間、引き続き王寺町の住民基本台帳に記載されている者であること

県内市町村の優遇制度一覧

(※掲載の優遇制度・要件・支援内容は令和6年3月時点の内容となっております。詳細等につきましては各市町村へお問い合わせください。)

■大淀町 【企画財務課：0747-52-5517】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	【企業誘致助成制度】 建物の建築・購入を伴い、一定の要件を満たす法人 新設：町内に事業所のない者が新築・購入を伴い新規参入する場合 投資固定資産総額：1億円以上（土地取得費を除く） 建物の延床面積：1,000㎡以上 増設：町内事業者が町内に事業拡張のため増築等をする場合 投資固定資産総額：5,000万円以上（土地取得費を除く） 建物の延床面積：1,000㎡以上(増築等の部分の延床面積は500㎡以上) 改修：全面建て替える場合 投資固定資産総額：1億円以上（土地取得費を除く） 建物の延床面積：1,000㎡以上かつ建て替え前の面積以上 移転：町内移転する場合 投資固定資産総額：1億円以上（土地取得費を除く） 建物の延床面積：1,000㎡以上かつ移転前の面積以上 なお、すべての要件において従業員数は10人以上（当該事業所で常勤雇用する者）、「風俗営業」「公序良俗に反するもの」「周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのあるもの」を除くすべての事業とします。	該当する税目の前年度の課税額の5分の1に相当する額を助成します。なお、該当する税目をもとに助成額を算出します。 なお、期間は5年間となります。 新設：固定資産税(家屋)、固定資産税(償却資産)、町民税(法人税割) 増設：固定資産税(家屋) 改修：固定資産税(家屋)、固定資産税(償却資産) 移転：固定資産税(家屋)、固定資産税(償却資産)
税制優遇	【半島振興のための地方税の優遇】 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の事業者が、機械・装置、建物・附属設備及び構築物の取得、建設、改修などを行う場合に町固定資産税の不均一課税の適用を受けることができます。 【要件】製造業、旅館業 ・資本金1,000万円以下の場合は、取得価格が500万円以上の新增設 ・資本金1,000万円超5,000万円以下の場合は、取得価格1,000万円以上の新增設 ・資本金5,000万円超の場合は、取得価格が2,000万円以上の新增設 ・農産物等販売業・情報サービス業等…取得価格500万円以上の新增設	対象となる事業者が取得価格要件を満たす場合、対象物件に対する町税条例に規定する固定資産税率1.4%を0.14%にします。なお、期間は当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度以降3年間となります。 【対象物件】 その事業に係る機械及び装置、その事業に係る建物、その事業に係る建物の延床面積分の土地（取得後1年以内に対象家屋の建設の着手あった敷地）

■黒滝村 【企画政策課：0747-62-2031】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	【黒滝村起業支援補助事業】 村内で新たに起業しようとする方で、下記①～②の全てに該当する方 ①村の住民基本台帳に登録されている方又は村内に本店を設置する法人であって企業の活動拠点が村内にある方 ②申請時において起業の日から1年を経過しない方又は申請年度末までに村内で新たに起業を予定している方	村長が起業のために必要と認められた経費に対して補助補助率は補助対象経費に対して1/2（上限50万円）
税制優遇	【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る村税の特別措置】 過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興区域において、土地・建物等の取得及び増築・改築・修繕をした方 ①製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業の業種に限る ②取得合計額が500万円以上（製造業・旅館業については、資本金の額等が5,000万円以上1億円以下である法人にあっては1,000万円、1億円を超える法人にあっては2,000万円以上）	【軽減措置】 新たに課税されることになった年度から3年間固定資産税の課税免除

■野迫川村 【産業課：0747-37-2101】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
税制優遇	【過疎地域における村税の特別措置】 過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興区域において、土地・建物等の取得及び増築・改築・修繕をした方 ①製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業に限る ②取得合計額が500万円以上（製造業・旅館業については、資本金の額等が5,000万円以上1億円以下である法人にあっては1,000万円、1億円を超える法人にあっては2,000万円以上）	新たに課税されることになった年度から3年間固定資産税の課税免除

■上北山村 【企画政策課：07468-2-0002】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	【上北山村産業振興及び起業支援事業補助金】 ・村と協働して村づくりに参画する者 ・村内に住所を有する者又は村内で起業するにあたり、銀行等の金融機関より融資を受けている者 ・上北山村商工会が実施する起業相談を受けている者 ・申請年度内に起業する者又は申請時に起業から1年を経過しない者 その他	補助対象経費の2分の1で上限200万円。ただし、補助事業完了後5年以内に村外へ事業所を移転する場合、年数に応じ、補助金の返還を命ずる場合あり。

■川上村 【くらし定住課：0746-52-0111】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	【産業振興支援補助金】 ①本要綱及び村の各種施策の趣旨を理解し、村と協働して村づくりに参画する考えと行動を持ちあわせ、継続して事業を行う決意のある者 ②村内に店舗、又は工場等の事業所（以下「事業所」という）を設置している者、及び設置しようとする者 ただし、住所が村外にある場合は、法人格を取得している者に限る ③市町村税（国民健康保険税を除く）を滞納していない者 ④第3条第1項第7号に関わる事業については、林業・土木建築業・製造業等はこの限りではない	対象経費の1/2を補助 上限額300万円 村の産業振興及び地域の活性化を図るため、地元住民、企業及び団体が地域資源を活用した地域性の高い新商品の開発、新産業創出等を目的とした事業、または、地域住民の生活に欠かすことのできない商売等に対し、川上村産業振興支援補助金を交付する

■東吉野村 【地域振興課：0746-42-0441】

優遇制度	対象者の要件	支援内容
その他	【創業支援等事業（ワンストップ相談窓口）】 創業予定者	国・県・村及び創業支援機関等が行う創業支援事業等の紹介説明 必要に応じ、創業支援等事業者の東吉野村商工会及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）への取り次ぎを行い、特定創業支援等事業への参加を促す

規制緩和について

市街化調整区域における開発許可基準の規制緩和

奈良県では、宿泊施設の新規立地や既存施設リニューアルの促進を図るため、市街化調整区域の規制緩和を行っています。観光資源を利用した新たな施設の立地、既存建築物の敷地増を伴う増設をお考えの方は、適用できる場合もございますので、県産業創造課（0742-27-8872）までお問い合わせください。

***奈良市域についての開発許可は、奈良市長の権限に属する事務ですので、県の基準は適用されません。**



■小規模宿泊施設（延べ面積：原則500㎡以下）の対象区域〔都市計画法第34条第2号〕

- ・対象観光資源*の最寄りの鉄道駅、バス停留所、観光駐車場から対象観光資源まで徒歩により通常利用する道路の沿道から概ね500m以内の区域（対象観光資源の敷地から50m以内の区域を除く）
- ・対象観光資源から概ね500m以内の区域（対象観光資源の敷地から50m以内の区域を除く）

■中規模宿泊施設（延べ面積：原則2,000㎡以下）の対象区域

〔都市計画法第34条第14号 開発審査会提案基準29「観光ゾーン等に位置づけられた区域内の宿泊施設」〕

- ・観光ゾーンとして市町村の総合計画又は都市計画マスタープラン等に位置づけられた区域

*「対象観光資源」とは、・・・下記事項の全てに該当する施設

- ①歴史的・文化的資源であり、かつ、重要文化財（国宝を含む）、国指定の史跡（特別史跡を含む）又は県若しくは市町村指定の有形文化財若しくは史跡に指定されるもの
- ②年間を通じ来訪者が相当数ある又は相当数の見込みがあるもので、かつ地元市町村の観光政策上その活用が有効であると認められるもの

奈良県の用地情報をご紹介します！

県では、宿泊施設立地をご検討の事業者様へ、公有地・民有地含め宿泊施設用地情報をご紹介します。県内で宿泊施設用地をお探しの際は、奈良県産業創造課へお問い合わせください。

葛城市内 奈良県社会教育センター【県有用地一例】

奈良県中西部に位置する葛城市内の宿泊施設跡地。周辺には、多くの国宝・重要文化財を伝える當麻寺、相撲発祥の地にちなんだ「けはや座」などの観光スポットがあり、歴史深い二上山並びに葛城山の山並み抱かれた緑豊かな景観が広がります。

【用地情報】	■所在地	奈良県葛城市寺口1096	■既存建築物あり
	■敷地面積	86,211㎡ (敷地内に古墳が点在、公園敷地が包含する形で神社、池(民有地)が存在)	1) 研修施設 S57年(1983年)完成、耐震性あり、RC造3F建 建築面積2,187㎡、延べ床面積5,327㎡
	■立地条件	【交通アクセス】 ・車：南阪奈道後葛城IC 約3分 ・公共交通機関：近鉄新庄駅より徒歩30分 【都市計画】 市街化調整区域	2) 多目的ホール S60年(1982年)完成、耐震性あり、RC造1F建 建築面積557㎡、延べ床面積556㎡
			3) その他 倉庫、車庫、屋外便所、プロパン庫、四阿
			1) 宿泊施設 S59年(1984年)完成、耐震性あり、RC造3F建 建築面積1,519㎡、延べ床面積3,450㎡
			2) その他 車庫、プロパン庫



© OpenStreetMap contributors



写真提供：国土地理院



建物外観(一部)



葛城山麓地域の棚田



葛城市相撲館(けはや座)

相撲発祥の地

用地情報は、面談にてご紹介させていただきます。まずは、ご来庁・web面談・当課職員の貴社訪問日程のご相談をお願いいたします。お問合せは、奈良県産業創造課 ☎0742-27-8872 まで

古都奈良でMICE・コンベンションを！

奈良市中心部には、大型コンベンション施設が充実し大規模な国際会議をはじめ、恵まれた周辺環境を活かした様々な規模のコンベンションが開催されています。

国際会議開催件数

全国13位

※出典：日本政府観光局(JNTO) 2022年国際会議統計

奈良県コンベンションセンター

世界遺産に囲まれる「古都・奈良」の中心地に位置する県内最大(最大1室2,000人収容)の会議場・観光交流拠点。大小様々な会議室を有し、学術集会や国際会議に対応できます。



※JWマリオット・ホテル奈良隣接



奈良らしさを体現したデザインと、連携や動線を考慮した施設配置。機能性も高く様々なイベントの開催に最適です。国際級ホテル、飲食・物販施設を併設。

奈良春日野国際フォーラム 薨 ~I・RA・KA~

奈良公園内に位置し、東大寺・春日大社・興福寺などの歴史的文化遗产に囲まれた、奈良の鹿にふれあえる奈良ならではの、唯一無二の会議場です。



最大500人収容可能な能楽ホールのほか、レセプションホールや広大な日本庭園など、ユニークで多彩な施設が揃います。



■レセプションホール



■能楽ホール

コンベンション開催に伴う宿泊・パーティー等、周辺ホテルで多くのご利用がなされています。



奈良県では、MICEの開催誘致・支援に積極的に関与しています。PR動画はこちら



豊富な歴史文化遺産

奈良県には3つの世界遺産、そして国宝・重要文化財等、数多くの貴重な歴史文化遺産があります。それらの資産や景観を通じ、地域の人々に息づく伝統・文化、その背景にある深い歴史を感じられることが、奈良の持つ唯一無二の魅力です。

世界遺産

世界遺産リストへの登録数は、国内には25件（文化遺産20件、自然遺産5件）あり、うち本県には3件（文化遺産）が登録されています。さらに2007(H19)年には、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」が登録を目指す暫定リストに追加されています。

① 法隆寺地域の仏教建造物

* 1993(H5)年12月登録

法隆寺
法起寺



② 古都奈良の文化財

* 1998(H10)年12月登録



東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡



③ 紀伊山地の霊場と参詣道

* 2004(H16)年7月登録
* 奈良県内の資産のみ記載

【霊場「吉野・大峯」】

吉野山
吉野水分神社
金峯神社
金峯山寺
吉水神社
大峰山寺



【参詣道】

大峯奥駈道（玉置神社含む）
熊野参詣道小辺路



① 法隆寺地域の仏教建造物

③ 紀伊山地の霊場と参詣道

④ 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群

④ 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群

* 2007(H19)年1月
暫定リスト追加

【宮殿と官衙】

飛鳥宮跡
飛鳥京跡苑池
飛鳥水落遺跡
酒船石遺跡
藤原宮跡・藤原朱雀大路跡
大和三山

【仏教寺院】

飛鳥寺跡
橘寺跡
山田寺跡
川原寺跡
檜隈寺跡
大官大寺跡
本薬師寺跡

【墳墓（古墳）】

石舞台古墳
菖蒲池古墳
牽牛子塚古墳
天武
・持統天皇陵古墳
中尾山古墳
キトラ古墳
高松塚古墳



高松塚古墳
協力：世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会



石舞台古墳
写真提供：一般財団法人奈良県ビジターズビューロー

国宝・重要文化財

国宝・重要文化財は

1,328件
(全国3位)

※2022年4月1日現在

このほか

正倉院宝物 約9,000件。
毎年秋に開催される正倉院展（奈良国立博物館）では、その一部（約60件）が公開され、多くの観光客が訪れています。

史跡・名勝・天然記念物

史跡・名勝・天然記念物は

148件
(全国1位)

※2022年4月1日現在

特別史跡名勝天然記念物 12件

- ・石舞台古墳
- ・キトラ古墳
- ・嵯峨古墳
- ・高松塚古墳
- ・藤原宮跡
- ・平城宮跡
- ・平城京左京三条二坊宮跡庭園
- ・本薬師寺跡
- ・文殊院西古墳
- ・山田寺跡
- ・平城宮東院庭園
- ・春日山原始林



資料：文化庁（国宝・重要文化財等都道府県別指定件数一覧）

check

建造物及び彫刻の国宝の件数は、共に全国1位。



資料：文化庁（国宝・重要文化財等都道府県別指定件数一覧）

TOPICS

『飛鳥・藤原』を世界遺産に！

県庁内に「世界遺産室」を設置し、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の早期の世界遺産登録を目指しています。

「飛鳥・藤原」は、6世紀末期から8世紀初頭にかけてはじめて中央集権体制に基づく宮都が誕生したことを示す22の考古学的遺跡等で構成される資産です。
世界遺産登録を目指すとともに、その歴史価値・魅力を国内外にアピールしていきます。

■構成資産候補

- 【宮殿・官衙跡】 飛鳥宮跡、藤原宮跡・藤原朱雀大路跡等
- 【仏教寺院跡】 飛鳥寺跡、本薬師寺跡等
- 【墳墓】 石舞台古墳、キトラ古墳、高松塚古墳等



協力：世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会

魅力的な伝統行事・イベント

1年を通して、県内全域で魅力的な伝統行事やイベントが行われており、安定した誘客が見込まれます。

伝統行事

長い歴史を誇る奈良では、数多くの重要な観光資源である伝統行事を体感できます。その背景を知ること、奈良の各地域の物語と奥深い魅力に触れることができます。

東大寺二月堂修二会(3月) 奈良市
吉野山の千本桜(4月) 吉野町
金峯山寺 花供会式(4月) 吉野町
薬師寺玄奘三蔵会大祭(5月) 奈良市
氷室神社 献氷祭(5月) 奈良市
興福寺・春日大社 薪御能(5月) 奈良市

金峯山寺 蓮華会・蛙跳び(7月) 吉野町
洞川温泉 行者祭り(8月) 天川村
東大寺 大仏さまお身拭い(8月) 奈良市
十津川の大踊り(8月) 十津川村
春日大社 中元万灯籠(8月) 奈良市
奈良大文字送り火(8月) 奈良市
采女神社 采女祭(9月) 奈良市

奈良豆比古神社 翁舞(10月) 奈良市
奈良国立博物館 正倉院展(10~11月) 奈良市

鹿の角きり(10月) 奈良市
談山神社 秋のけまり祭り(11月) 桜井市
春日大社 春日若宮おん祭(12月) 奈良市
若草山焼き(1月) 奈良市
春日大社 節分万燈籠(2月) 奈良市
長谷寺 だだおし(2月) 桜井市

新たなイベント

奈良マラソンなど、伝統行事以外にも宿泊が見込める新たなイベントが県内各地で生まれています。

奈良公園 なら燈花会(8月) 奈良市
全国金魚すくい選手権大会全国大会(8月) 大和郡山市
ムジークフェストなら(5~12月) 県内各地
奈良マラソン(12月) 奈良市、天理市
なら瑠璃絵(2月) 奈良市



東大寺二月堂修二会
写真提供：一般財団法人奈良県ビジターズビューロー



吉野山の千本桜
修験道の開祖、役行者が感得した金剛蔵王権現を桜の木に刻んだことに始まると云われ、信仰の桜として今も大切に保護されている。



蛙跳び行事
写真提供：一般財団法人奈良県ビジターズビューロー
蛙跳び行事は、蓮の花を蔵王権現に供える蓮華会の行事の一環として行われ、大青ガエルの太鼓台が町内を練り歩き、金峯山寺蔵王堂の前で人間に戻されるといふ奇祭。



おん祭
写真提供：一般財団法人奈良県ビジターズビューロー



若草山焼き
古都奈良の早春を告げる伝統行事。



けまり祭り(談山神社)
写真提供：一般財団法人奈良県ビジターズビューロー



なら燈花会
奈良公園一帯をろうそくの灯りで彩る。平成11年から開催され、今では奈良の夏の風物詩として定着している。



奈良マラソン
世界遺産の社寺や平城宮跡の朱雀門などの奈良の観光名所周辺を走るマラソンコース。沿道の温かい応援も好評で、遠方からの参加による宿泊需要喚起にも。

食の魅力・いちおし情報

観光・旅行に欠かせない要素である「食」。大和野菜、個性あふれる果物、川魚やブランド肉、自然あふれる奈良は、美味しい食材の宝庫です。

豊富な食材



奈良の『食』カタログ
奈良の食材を知り、魅力を知っていただく「入門書」



大和の伝統野菜
伝統や物語性溢れる大和野菜のガイド

日本酒

奈良県と日本酒の深い関係

奈良県は清酒発祥の地とされ、現在も個性豊かな日本酒が作られています。

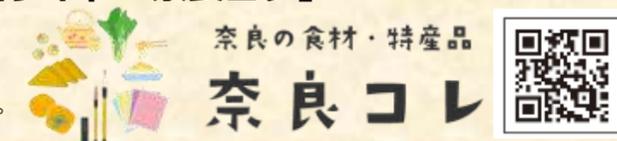


かき氷
SNS映えで話題
氷業の守護神をお祭りする氷室神社があるなど奈良と縁深いかき氷

県産食材・飲食店等の情報発信サイト「奈良コレ」

<https://nara-kore.jp/>

県産食材・特産品と、県産食材を味わえる飲食店や宿泊施設等を紹介するサイト「奈良コレ」。奈良の美味しい食を楽しむ情報を発信しています。



奈良ならではの食材の味わいを楽しめるオーベルジュも充実してきました

奈良県では、「ぐるっとオーベルジュ」をキャッチフレーズとして、食を通じた地域の賑わいづくりや滞在周遊型観光の展開、地元農産物の活用を推進するため、オーベルジュのPRを進めています。

魅力あるレストラン増加中！

ミシュラン星付きレストラン
2023年新たに2軒増！
(全掲載数88軒)



奈良のいちおし情報サイト

「うまし奈良めぐり」

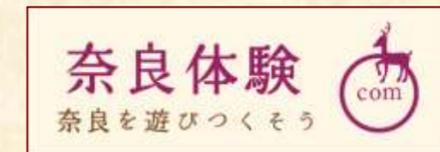


<https://yamatoji.nara-kankou.or.jp/nara-umashi/>

とおきの奈良がここにある「うまし奈良めぐり」奈良ならではの限定社寺拝観、グルメ企画など様々な特別体験プラン満載。



「奈良体験.com」



<https://nara-experience.com/>

「奈良体験.com」では、社寺での特別拝観、文化体験、アウトドア・アクティビティなど様々なプランのご予約が可能です。



宿泊施設立地に関する関係機関等 問合せ先

【建築基準法関係窓口】 建築確認済証・検査済証・用途変更等の申請

名称	電話番号	所在地	管轄地域
奈良市 建築指導課	0742-34-4750	奈良市二条大路南1-1-1	奈良市
橿原市 建築安全推進課	0744-47-3517	橿原市八木町1-1-18	橿原市
生駒市 建築課	0743-74-1111	生駒市東新町8-38	生駒市
奈良県郡山土木事務所	0743-51-0209	大和郡山市満願寺町60-1	大和郡山市、天理市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
奈良県高田土木事務所	0745-44-3877	大和高田市東中2-2-1	大和高田市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、野迫川村、十津川村
奈良県中和土木事務所	0744-48-3079	橿原市常磐町605-5	桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

【消防機関（消防法関係窓口）】 消防法適合通知書等の申請

名称	電話番号	所在地	管轄地域
奈良市消防局	0742-35-1192	奈良市八条町5-404-1	奈良市
生駒市消防本部	0742-73-0119	生駒市山崎町4-10	生駒市
奈良県広域消防組合消防本部	0745-78-1192	橿原市慈明寺町149-3	奈良市・生駒市を除く全市町村

【保健所（旅館業法関係窓口）】 旅館業営業許可等の申請

名称	電話番号	所在地	管轄地域
奈良市保健所	0742-93-8395	奈良市三条本町13-1	奈良市
郡山保健所	0743-51-0193	大和郡山市満願寺町60-1 奈良県郡山総合庁舎内	大和郡山市、天理市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
中和保健所	0744-48-3033	橿原市常磐町605-5 奈良県橿原総合庁舎内	大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
吉野保健所	0747-64-8131	吉野郡下市町新住15-3	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
吉野保健所五條出張所	0747-22-3051	五條市本町3-1-13	五條市、野迫川村、十津川村

【県内税務署】 国税に関するお問合せ

名称	電話番号	所在地	管轄地域
奈良税務署	0742-26-1201	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）
葛城税務署	0745-22-2721	大和高田市西町1-15	大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡（高取町、明日香村）、北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）
桜井税務署	0744-42-3501	桜井市栗殿185-4	桜井市、宇陀市、磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）
吉野税務署	0746-32-3385	吉野郡吉野町丹治200-1	吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）

【県税事務所】 県税に関するお問合せ

名称	電話番号	所在地	管轄地域
奈良県税事務所	不動産取得税係	0742-20-4534	奈良市法蓮町757
	法人税係	0742-20-4535	奈良県総合庁舎内
中南和県税事務所	不動産取得税係	0744-48-3001	橿原市常磐町605-5
	法人税係	0744-48-3003	橿原総合庁舎2階

【信用保証協会】 信用保証

名称	電話番号	所在地	備考
奈良県信用保証協会 本店 保証支援部	保証支援課	0742-33-0710	保証申込や条件変更、金融相談等、各種お問い合わせ
	創業支援課	0742-33-3520	創業に関するお問い合わせ
	保証事務課	0742-33-0552	保証申込書類や保証料等、各種お問い合わせ

■各種サポート制度の窓口

名称	電話番号	所在地	備考
奈良県よろず支援拠点	柏木本部	0742-81-3840	奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター3階
	近鉄奈良駅前 サテライトオフィス	0742-81-3546	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル3階
奈良県 しごとiセンター	奈良しごとiセンター	0742-23-5730	奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階
	高田しごとiセンター	0745-24-2010	大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3

■地域連携DMO（観光地域づくり法人）

名称	電話番号	所在地	備考
一般社団法人 奈良県ビジターズビューロー	0742-23-8288	奈良市池之町3 奈良県猿沢イン3階	奈良県の歴史的、文化的、社会的、経済的な特性を活かし、観光振興、コンベンションの誘致やサポート等に関する事業を展開

※令和6年3月時点

奈良県及び県内市町村へのお問い合わせ先

県・市町村名	担当課室名	郵便番号	所在地	電話番号
奈良県	産業創造課	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8872
奈良市	産業政策課	630-8580	奈良市二条大路南1丁目1-1	0742-34-4741
大和高田市	商工振興課	635-8511	奈良県大和高田市大字大中98番地4	0745-22-1101
大和郡山市	地域振興課	639-1198	奈良県大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1608
天理市	産業振興課	632-8555	天理市川原城町605	0743-63-1001
橿原市	企業立地推進室	634-8586	橿原市八木町1丁目1-18	0744-47-3545
桜井市	商工振興課	633-8585	桜井市大字栗殿432-1	0744-42-9111
五條市	産業観光課	637-8501	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	0747-22-4001
御所市	農林商工課	639-2298	奈良県御所市1番地の3	0745-62-3001
生駒市	商工観光課	630-0288	生駒市東新町8-38	0743-74-1111
香芝市	商工観光課	639-0292	香芝市本町1397番地	0745-44-3312
葛城市	商工観光プロモーション課	639-2195	奈良県葛城市柿本166番地	0745-44-5111
宇陀市	商工業課	633-0292	奈良県宇陀市榛原下井足17-3	0745-82-5874
山添村	地域振興課	630-2344	奈良県山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0048
平群町	都市建設課	636-8585	生駒郡平群町吉新1-1-1	0745-45-2077
三郷町	ものづくり振興課	636-0812	奈良県生駒郡三郷町勢野西1-1-1	0745-43-7343
斑鳩町	都市創生課	636-0198	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号	0745-74-1001
安堵町	事業課	635-1095	奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地	0743-57-1511
川西町	まちづくり推進課	636-0202	磯城郡川西町大字結崎28番地の1	0745-44-2280
三宅町	まちづくり推進課	636-0213	磯城郡三宅町大字伴堂181-1(分庁舎)	0745-44-3075
田原本町	地域産業推進課	636-0392	磯城郡田原本町890-1	0744-34-2080
曾爾村	企画課	633-1212	宇陀郡曾爾村大字今井495番地の1	0745-94-2116
御杖村	産業建設課	633-1302	奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地	0745-95-2001
高取町	総合政策課	635-0154	奈良県高市郡高取町観音寺990-1	0744-52-3334
明日香村	総合政策課	634-0142	奈良県高市郡明日香村大字橘21番地	0744-54-9018
上牧町	まちづくり推進課	639-0293	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350	0745-76-2503
王寺町	都市計画課	656-8511	奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23	0745-73-2001
広陵町	産業総合支援課	635-8515	北葛城郡広陵町大字南郷583番地1	0745-55-1001
河合町	地域活性化課	636-8501	北葛城郡河合町池部1-1-1	0745-57-0200
吉野町	政策戦略課 公民連携室	639-3192	吉野郡吉野町大字上市80-1	0746-32-3081
大淀町	企画財務課	638-8501	吉野郡大淀町松垣本2090番地	0747-52-5517
下市町	地域づくり推進課	638-8510	奈良県吉野郡下市町大字下市1960	0747-52-0001
黒滝村	企画政策課	638-0292	奈良県吉野郡黒滝村寺戸77	0747-62-2031
天川村	地域政策課	638-0392	吉野郡天川村沢谷60	0747-63-0321
野迫川村	産業課	648-0392	奈良県吉野郡野迫川村大字北股84	0747-37-2101
十津川村	企画観光課	637-1333	吉野郡十津川村大字小原225-1	0746-62-0004
下北山村	地域振興課	639-3803	奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内983	07468-6-0001
上北山村	企画政策課	639-3701	奈良県吉野郡上北山村河合330番地	07468-2-0002
川上村	くらし定住課	639-3594	奈良県吉野郡川上村大字迫1335番地の7	0746-52-0111
東吉野村	地域振興課	633-2492	吉野郡東吉野村大字小川99番地	0746-42-0441

※令和6年3月時点